

償却資産の申告をしていますか

固定資産税には、土地と家屋以外に償却資産（事業用資産）があります。
法人や個人で町内において事業を行っているかたは、地方税法383条の規定に基づき資産の増減に関わらず、毎年1月中旬に償却資産の申告が必要です。

償却資産の対象となるもの(例)

- 【農業・畜産業】 農業用構築物・ビニールハウス・牛舎・堆肥舎（家屋以外）・農耕作業用車両（乗用型以外） など
 - 【漁業】 漁船・エンジン（船外機）・漁具（網）・水槽・機械設備（魚群探知機） など
 - 【自動車整備・ガソリン販売業】 オートリフト・オイルチェンジャー・洗車機・溶接機・地下タンク・独立キャノピー・照明設備・ガソリン計量器・防壁など
 - 【飲食業】 厨房設備・接客用家具・備品・カラオケセット・テレビ・放送設備・冷蔵庫・冷凍庫など
 - 【医療・薬局・福祉】 各種医療用機器（ベッド）・各種キャビネットなど
 - 【小売業】 商品陳列ケース・冷蔵庫・レジスター・自動販売機 など
 - 【太陽光発電】 太陽光パネル・付属設備・フェンスなど
 - 【不動産貸付業】 外構工事（門・塀・緑化施設）・駐輪所・駐車場・照明・門・塀・監視カメラなど
 - 【建設業】 ブルドーザー・パワーショベルフォークリフト・ミキサー（軽自税対象以外）・大型特殊自動車など
- ※事業のために用いている太陽光設備は発電出力量や全量売電か余剰売電に関わらず償却資産の申告が必要です。ただし、個人の住宅用で家屋の屋根などに設置し余剰を売電する場合で10キロワット未満の場合は売電するための事業用資産とならないため償却資産の申告は不要です。

○申告対象にならないもの
・自動車税・軽自動車税の対象となる自動車
・無形固定資産（鉱業権・特許権・営業権・漁業権・ソフトウェアなど）
・耐用年数が1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で税務会計上固定資産として計上しないもの

・取得価格が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

○申告方法

毎年1月1日時点で所有している資産（耐用年数が経過した資産も含む）や、その前年度に増加または減少した資産などについて償却資産申告書に記載し、税務課に提出してください。
なお、前年度の資産から増減がない場合でも申告は毎年必要です。
※申告に必要な書類は税務課でも取得可能です。

○申告期間

毎年1月4日～1月31日

問い合わせ先

役場税務課固定資産税係

☎(86) 1172「直通」

有効期限内にご利用ください

長島町プレミアム付商品券の有効期限は令和5年12月31日（日）までです。有効期限を過ぎた商品券は、一切使用できません。また、返金もできませんのでご注意ください。

購入した商品券は、「長島町商工会加盟店」でお早目にご利用ください。

長島町プレミアム付商品券
商工会一般券
商工会取扱加盟店ご利用可
1,000円
有効期限：令和5年12月31日(日)
※ご利用の際は裏面をお読みください。【発行者】長島町商工会

長島町プレミアム付商品券
共通券
商工会取扱加盟店とAコープ(あづま店・ながしま店)
Aマート(平尾店)、JA長島給油所ご利用可
1,000円
有効期限：令和5年12月31日(日)
※ご利用の際は裏面をお読みください。【発行者】長島町商工会

問い合わせ先
役場水産景観課商工観光係
☎(86) 1137「直通」
長島町商工会
☎(86) 0209

